

受けられる医療の給付について

現行の老人保健制度と同じ医療の給付が受けられます。

老人保健制度で、高額療養費（負担した医療費が限度額（月ごと）を超えた場合に支給）の申請をされている人は、引き続き広域連合から支給されますので、申請の必要はありません。

申請手続きをされていない人は、一度申請をされれば、高額療養費に該当する月ごとに支給されますので、申請手続きをしてください。

なお、新たに高額医療・高額介護合算制度がはじまります。同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったとき、限度額（年ごと）を超えた分が支給されます。申請手続きについては、申請受付が平成21年8月からとなりますので、申請時期が近づきましたら市報等でお知らせします。

葬祭費の支給について

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った人に対して葬祭費20,000円が支給されます。

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から徴収（特別徴収）される方法と、市町村から送付する納付書や口座振替等で納める（普通徴収）方法があります。

ただし、原則として年金から徴収されます。

※健康保険や共済組合などの被扶養者であった人については、特例措置として、4月から9月までの半年間、保険料の負担はありません。

【保険料】

被保険者全員が保険料を納めます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

$$\text{①均等割額} + \text{②所得割額} = \text{保険料}$$

$$\text{所得} \times \text{所得割率}$$

- ①均等割額 47,100円 ※所得の少ない人については、世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。
- ②所得割額 基礎控除後の総所得金額 × 8.78%（所得割率）

年金から徴収（特別徴収）

対象となる人

- 年金が年額18万円以上の人

※ただし、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除きます。

※平成20年度においては、会社の健康保険などの被保険者本人であった人は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

年金の支給月（年6回）の際に、あらかじめ保険料が年金から徴収されます。

仮徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）

本徴収		
10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

- 前年の所得が確定するまでは仮計算された保険料を納めます。

※4月に保険料仮徴収額をお知らせする仮徴収額決定通知書を送付します。

- 前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

納付書等で納付（普通徴収）

対象となる人

- 年金額が年額18万円未満の人
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人

納め方

- 7月に保険料額をお知らせする通知書兼納付書を送付しますので、7月から翌年2月までの毎月（8期）納めます。



問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097 - 534 - 1771（代表）
 Mail : oita-kouiki@ever.ocn.ne.jp ホームページ : http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/
 国東市役所市民健康課 国保係 ☎0978⑦1111 内線113